

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市内一円（京北・左京山間部土木みどり事務所管内を除く）			
路線名又は河川名等				
工事名	街路樹景観保全業務委託（堀川通他）			
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで			
事業課（所）名	みどり政策推進室	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

植栽維持工				式	1
ケヤキ基本剪定工	式	1			

施 工 理 由

本業務委託は、安心安全でみどり豊かなまちづくりを支えるため、観光資産となりえるケヤキの育成管理を行い、街路樹景観を保全するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年6月	
基 準 適 用 年 月	2026年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	13:道路維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
植栽維持工	刈基本剪定工(中央分離帯)	刈基本剪定(b)-2	幹周:50cm≦C<100cm, 中央分離帯, 積込運搬含む		本	78,470	施工費	
		刈基本剪定(b)-3	幹周:100cm≦C<150cm, 中央分離帯, 積込運搬含む		本	109,900	施工費	
		刈基本剪定(b)-4	幹周:150cm≦C<200cm, 中央分離帯, 積込運搬含む		本	164,000	施工費	
		刈基本剪定(b)-5	幹周:200cm≦C<250cm, 中央分離帯, 積込運搬含む		本	208,800	施工費	
		刈基本剪定(b)-6	幹周:250cm≦C<300cm, 中央分離帯, 積込運搬含む		本	267,500	施工費	
植栽維持工	運搬処理工	発生材処分(枝葉)			t	12,000	処分費	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	街路樹景観保全業務委託（堀川通他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
植栽維持工		式	1				
刈基本剪定工(中央分離帯)		式	1				
刈基本剪定(b)-2	幹周:50cm≦C<100cm, 中央分離帯, 積込運搬含む	本	109				単 1号
刈基本剪定(b)-3	幹周:100cm≦C<150cm, 中央分離帯, 積込運搬含む	本	96				単 2号
刈基本剪定(b)-4	幹周:150cm≦C<200cm, 中央分離帯, 積込運搬含む	本	35				単 3号
刈基本剪定(b)-5	幹周:200cm≦C<250cm, 中央分離帯, 積込運搬含む	本	3				単 4号
刈基本剪定(b)-6	幹周:250cm≦C<300cm, 中央分離帯, 積込運搬含む	本	1				単 5号
運搬処理工		式	1				
発生材処分(枝葉)		t	78				単 6号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	119				単 7号

設計内訳書（本01）

工事名	街路樹景觀保全業務委託（堀川通他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

委託業務名 街路樹景観保全業務委託（堀川通他）

履行場所 京都市内一円（京北・左京山間部土木みどり事務所管内を除く）

1 一般事項

第1条（適用）

本業務の履行に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年4月）」によらなければならない。また、本業務に係る提出書類の様式は、「樹木剪定等業務委託監督・検査諸規定（以下「検査諸規定」という。）（令和7年11月）」によるものとする。

なお、本業務現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）・検査諸規定

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「クールタイム・シフト工事」の試行）

- 1 本工事は「京都市建設局クールタイム・シフト工事」の対象（受注者希望方式）であり、「京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000354379.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、実施を希望する場合、実施開始までに、実施期間及び実施内容を発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、その実施内容を反映させること。
- 3 施工計画書提出後に実施の協議が整った場合は、変更施工計画書に、その実施内容を反映させること。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せはWeb 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第6条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

第7条（技術者の配置と作業現場管理）

- 1 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を1名以上及び現場代理人を配置し、「現場代理人等（主任技術者、専門技術者、監理技術者）通知書」により通知すること。
- 2 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者等を1名以上配置し、「剪定作業責任者通知書」[別紙－4]により通知すること。また、剪定作業中には、剪定作業責任者として下記資格及び経験を有するものを常駐させることとするが、(ア)又は(イ)の資格を有する者が望ましい。なお、剪定作業責任者は、主任技術者等及び現場代理人を兼務することができるものとする。

(ア) 緑地樹木剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会認定資格）

(イ) 街路樹剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会認定資格）

(ウ) 造園技能士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）

(エ) 造園施工管理技士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）

(オ) 街路樹等の剪定業務又は、植栽工事に直接従事した実務経験が7年以上

上記を確認するため、それぞれ以下のものを提出すること。

(ア) を有する者は、緑地樹木剪定士証又は緑地樹木剪定士認定証の写し

- (イ) を有する者は、街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写し
 - (ウ) を有する者は、技能検定合格証書の写し（ただし、２級の場合は取得後２年以上の剪定業務経験がわかる経歴書も必要）
 - (エ) を有する者は、技術検定合格証明書の写し（ただし、２級の場合は取得後２年以上の剪定業務経験がわかる経歴書も必要）
 - (オ) を有する者は、同等の経験がわかる経歴書
- ３ 現場代理人は業務計画書、設計図書、街路樹台帳、道路交通法第８０条による協議書を常に携帯すること。
 - ４ 作業を行う現場には「作業標示板、予告看板」[別図－１]を設置すること。
 - ５ 現場代理人、主任技術者等、緑地樹木剪定士、街路樹剪定士は名札等を着用すること。

２ 現場条件に関する事項

第８条（対象路線）

- １ 本業務委託は、当初設計として下表の路線を実施することを想定した数量を計上しているが、対象とする路線や樹木は、監督職員の指示により変更することがある。これにより設計図書の数量が変更となった場合は、設計変更の対象とする。

路線名	区間	対象本数 (本)	ブロック(参考)
堀川通	加茂街道～北大路	48	01_北区
葛野大路通	太子道～八条通	103	11_右京区(東部)
葛野大路	八条通～名神高速道路	93	10_南区(西部)

- ２ 受注者は対象路線において、本市が提供する街路樹台帳と現地を照査し、幹周、樹種及び本数等に違いがあった場合は、監督職員に報告するものとする。これにより設計図書の数量が変更となった場合は、設計変更の対象とする。

第９条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、所管警察署との協議等の事由により施工時間を夜間とする必要が生じた場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

第１０条（交通誘導員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (１日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ ２４時間の別	交替要員の 有無
施工箇所前後	２名	交通誘導警備員Ｂ ２名	昼間	無

第 11 条（交通規制）

受注者は受注後速やかに [別図－2] 及び [別図－3] を参考に作業場所に応じた規制図を作成し、打合せ簿で監督職員に提出すること。発注者は受注者が作成した規制図を基に所管警察署と協議を行う。受注者は所管警察署協議内容及び協議回答を遵守し業務を行うこと。

第 12 条（工事規制）

本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第 17 条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	

3 監督職員の確認に関する事項

第 13 条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 14 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

段階確認一覧表

工種・種別等	細 別	確 認 項 目
ケヤキ基本剪定工	ケヤキ基本剪定	仕上がり形状[別図－4]参照
その他監督職員が指示するもの		

4 建設副産物に関する事項

第15条（建設副産物の適正処理）

- 1 剪定枝葉の処分は即日行い、現場に仮置きしてはならない。
- 2 本業務の履行により発生する建設廃棄物は原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設へ一般廃棄物として搬出するものとする。
なお、下表は施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。
- 3 本業務の履行により発生する枝葉、幹、根であって、一般廃棄物に該当する場合は、以下の書類を提出し、監督職員の承認を得た場合には自家処理も出来るものとする。
・位置図 ・平面図 ・公図 ・登記簿謄本 ・現地写真 ・自家処理の見積り
・循環型社会推進部資源循環推進課との協議書（京都市内の処分施設に搬入する場合に限る）
- 4 ゴミ、病虫害等の被害にあっている剪定枝葉等、再資源化に適さないものは本市所管のクリーンセンター持込又は事業系廃棄物として処理すること。
- 5 産業廃棄物が発生する場合は監督職員の承諾を得たうえで「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例（最終改正平成23年4月1日）」を遵守して処理を行うこと。
特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。
- 6 現場状況に伴い処分量に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2

5 施工管理に関する事項

第16条（業務計画書）

- 1 業務計画書については、「請負工事必携」の「施工計画書作成要領」に基づいて作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して、業務を履行すること。
- 2 受注者は現場作業における規制方法や保安設備の配置等を業務計画書で定めること。

第17条（作業計画）

- 1 毎週木曜日までに「週間工程表」[別紙－1]（実施作業報告含む。）を、提出（実施作業がない場合でも提出）すること。
- 2 各作業実施前に「作業別工程表」[別紙－2]を提出すること。また、監督職員から指示のあった作業については、監督職員と日程を調整後、作業を行うこと。
なお、翌月初旬に「月間作業実施報告書」[別紙－3－1][別紙－3－2]（電子データ）を提出すること。
- 4 各作業の開始・順序は、監督職員と協議のうえ決定すること。ただし、落下枝の危険性が生じた等の緊急対応する必要がある場合はこの限りではない。

第18条（検査書類の提出）

- 1 完了検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1箇月前までに提出すること。また、完了検査に必要な書類については、工期末の2週間前までに提出すること。
- 2 受注者は、業務委託関係書類を指定期日までに提出しなければならない。なお、一覧表に無い書類の提出が必要な場合については、別途指示する。業務委託関係書類については、「検査諸規定」を確認すること。
- 3 記録写真については、「写真管理仕様書」[別表－2]を参照に作成すること。
- 4 剪定枝葉の処分集計表、剪定枝葉処理集計表を作成し、処分に係る伝票を提示すること。

6 作業実施に関する事項

第19条（一般事項）

- 1 本作業においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び対象植物に及ぼす影響の強さを十分理解したうえで実施すること。
- 2 本作業は市内の道路上での作業であるため、他の占用物件や道路構造物（架空線、信号、標識、照明灯、防護柵、電柱等）を十分に確認したうえで実施すること。支障となる物件がある場合は、十分な調査、調整のうえ実施すること。
- 3 特に加茂街道では歩行者の通行が多いことから、仮歩道を設ける等の安全対策を行い、十分注意して作業を行うこと。
- 4 作業中の事故は、発生と同時に報告すること。その後、詳細を文書にて速やかに再報告すること。なお、被害者には迅速、万全な対応を行うこと。
- 5 市民要望等は、現地で要望を受け次第、速やかに正確な内容を報告すること。受注者において、可否の判断あるいは回答をしてはならない。
なお、要望者に回答をするべき立場にないこと、後日、本市の担当者から連絡を行うことを丁寧に説明すること。

第20条（作業内容）

- 1 各作業のランクは、以下のとおりとする。

工 種	ランク 1	ランク 2	ランク 3	ランク 4	ランク 5	ランク 6	ランク 7	ランク 8
ケヤキ等基本剪定工	C<50cm	50cm≦ C <100cm	100cm≦ C <150cm	150cm≦ C <200cm	200cm≦ C <250cm	250cm≦ C <300cm	300cm≦ C <350cm	350cm≦ C <400cm

2 基本剪定（ケヤキ等）

剪定の基本的な方法は「請負工事必携」によるものとし、基準は以下のとおりとする。

- (ア) 基本剪定とは、既存植栽を一回り小さくするものであり、通風・採光を確保し、枯枝の発生を未然に防ぐとともに、切り残し枝、枯枝を切除する。
- (イ) 仕上がり形状については、「基本剪定仕上り図」[別図－4]、[別図－5]のとおりとし、民家、信号機、標識、照明灯、車両、歩行者の通行の支障等を十分考慮すること。

3 剪定に係る共通事項

- (ア) 切り残し枝及び大枝を切除する際は、切口が癒合するよう、適切な位置（ブランチカラー：枝の付け根の膨らんだ部分を傷つけてはならない。）で切除すること。上に向いている新しい枝はなるべく残すこと。枝を切り返す場合は外芽の直上で切除し、カックイを決して残してはならない。

- (イ) 掛枝や枯れ枝があった場合は、合わせて除去すること。
- (ウ) 直径 10cm 以上の切断面には、薬剤（殺菌癒合材）による防腐処理を行うこと。なお、ラッカースプレー等による処理は行わない。
- (エ) 剪定の度合いは、樹勢等を充分考慮して作業を行うこととし、事前に監督職員と協議を行うこと。
- (オ) 剪定作業中に段階確認を現地で行うので、日程調整の必要があるため、「作業別工程表」[別紙－2]を前もって必ず提出すること。

7 その他事項

第 2 1 条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 2 1 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の 1 4 日前までに提出すること。

第 2 2 条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>

- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の 8 分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1) 上記 8 分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2) 検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3) 以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
（工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照）

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記 8 分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第 2 3 条（情報共有システムの利用）

- 1 本業務は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和 6 年 3

月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第24条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本業務は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本業務は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1)「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、業務計画書提出までの協議において提案するものとする。

また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評価

遠隔臨場を実施した業務の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第25条(その他)

- 1 道路通行安全性確保に関する作業は、他の作業に優先する。
- 2 交通量の多い場所での作業については、特に周囲の交通状況を十分確認し、作業により渋滞を発生させている可能性のある場合は、一時作業を中止するなどの配慮を行うこと。
- 3 本業務の履行後に対象の樹木について、樹勢の衰退や枯死等の樹木に異変が見られた場合には、

原因究明の調査を指示する場合がある。

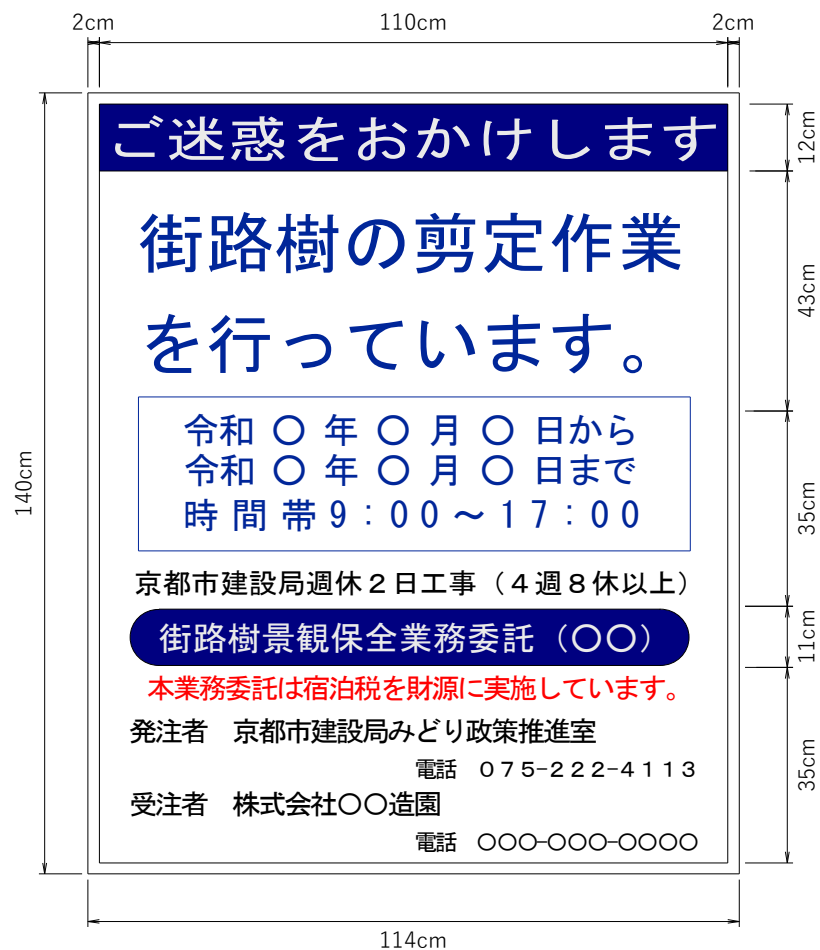
〔別表－１〕写 真 管 理 仕 様 書

区 分 作 業 種 別	近景（単木）	全 景	備 考
基本剪定工	5本ごと	100mごと	・切断位置と切断面の処置が確認できるようにすること ・建築限界が確認できるように、測定尺を当てること
安 全 対 策			・安全対策状況が確認できるもの

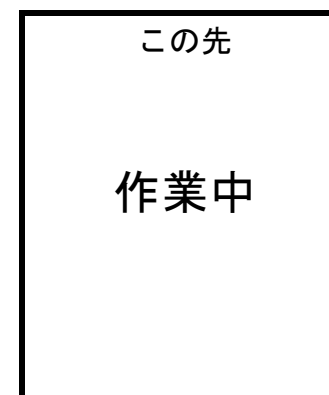
※作業前・中・後を1組とする。

[別図－ 1]

作業標示板

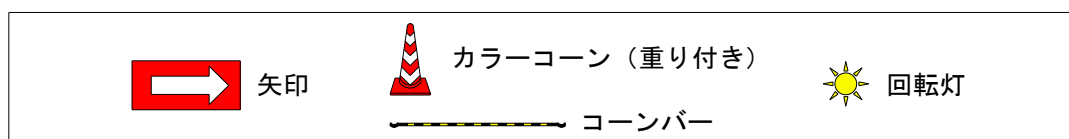
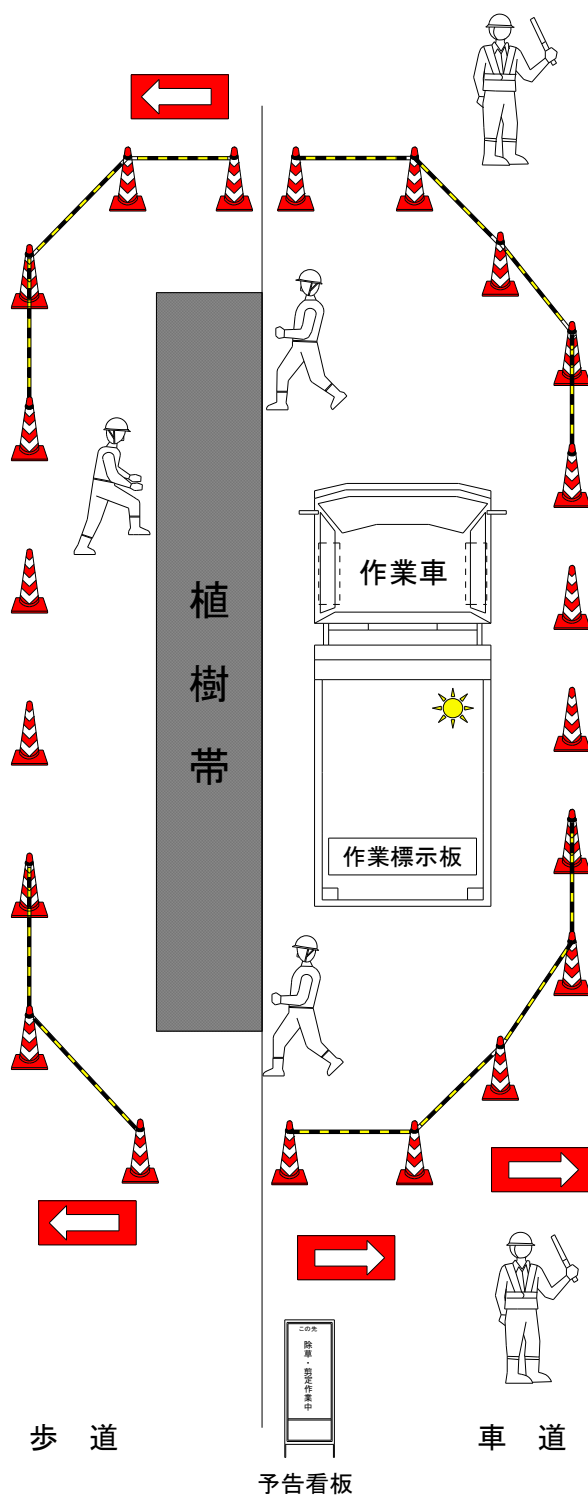


予告看板



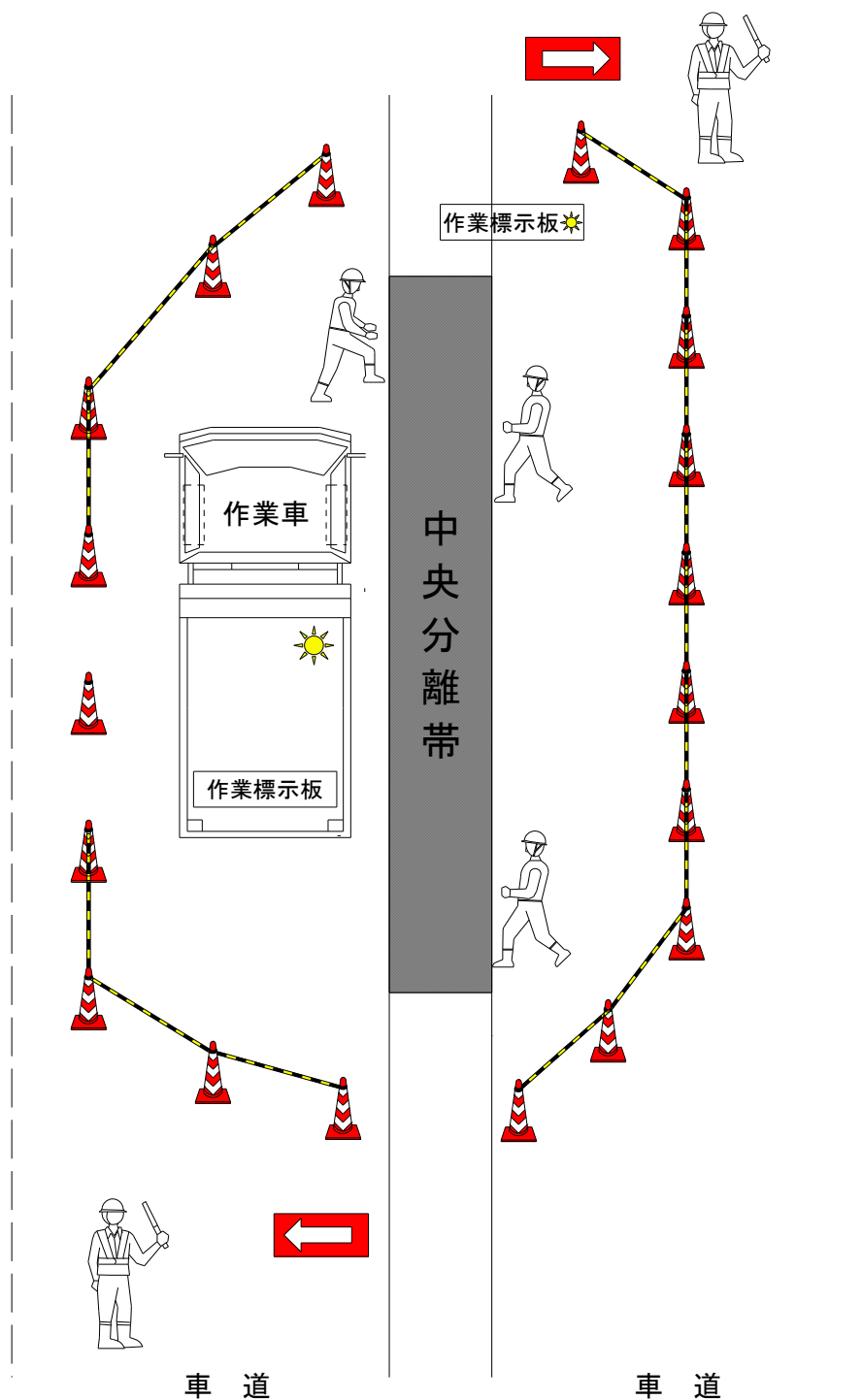
- ※ 端部をウレタン等で防護すること。
- ※ 予告看板については様式不問だが、大きさ、色等は見やすいものとする。

歩道作業凡例



※必要に応じて仮歩道を設ける。

中央分離帯作業凡例



矢印



カラーコーン（重り付き）



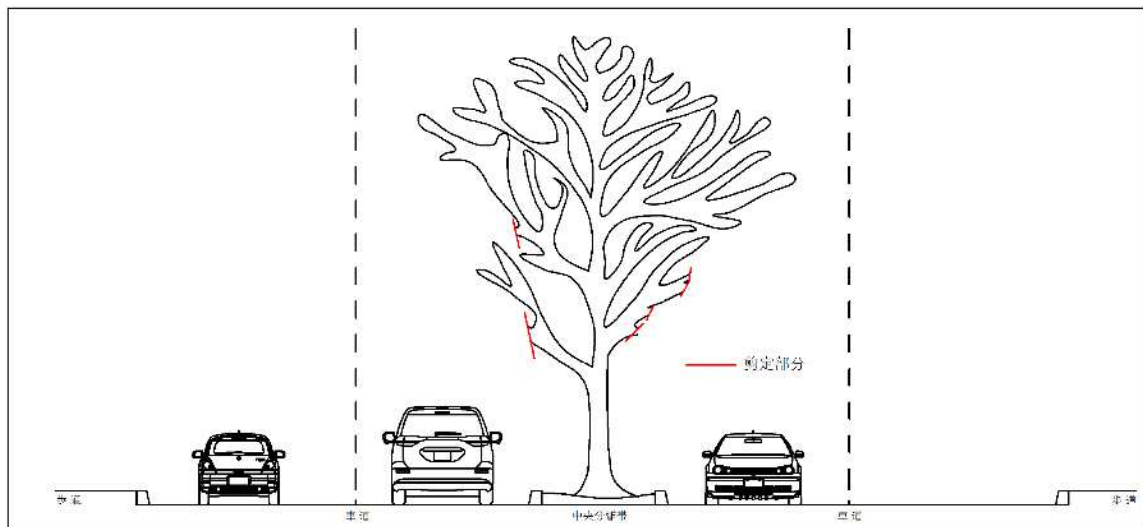
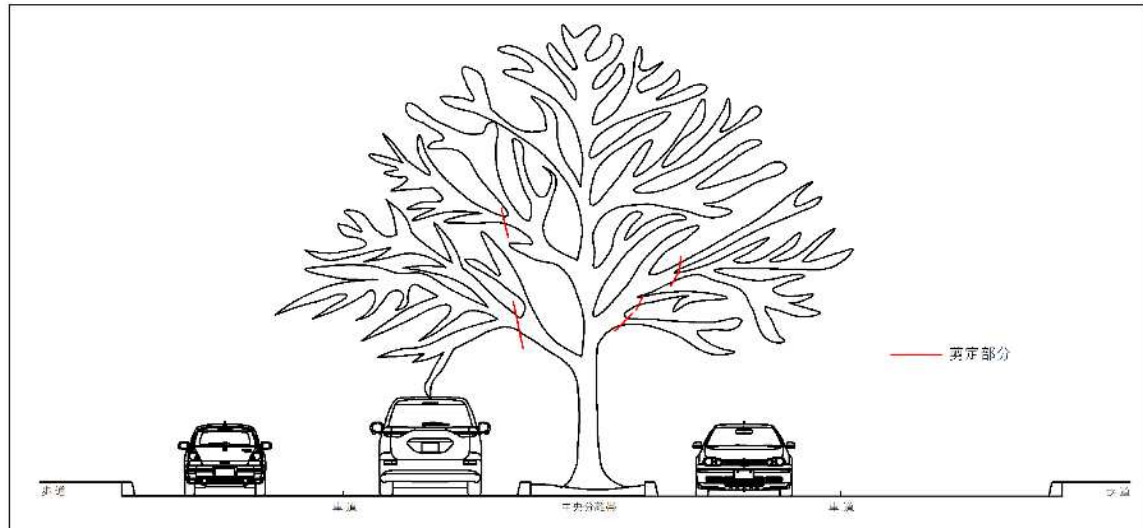
回転灯

※必要に応じて仮歩道を設ける。

[別図－４]

基本剪定仕上り図

剪定例) 中央分離帯の場合

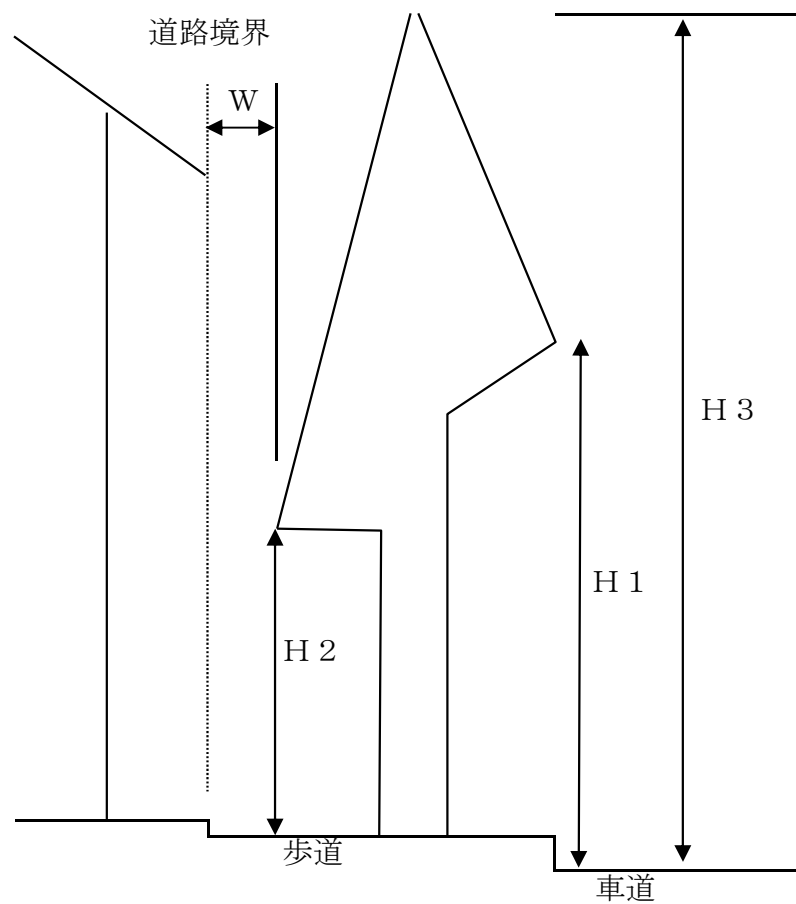


※少なくとも両側１車線以内に抑える

[別図－5]

基本剪定仕上り図

縦断標準断面



(備考)

H 1 : 4.5m以上

H 2 : 2.5m以上

H 3 : 仕上り樹高

8.0mを標準とする。

ただし、困難な場合は、
監督職員と協議すること。

W : 民家との離隔距離

1.5m以上

(歩道幅員が狭い場合、枝張り出しを1.0m以上確保すること。)

【別紙－１】

週 間 工 程 表

業 務 名 : 街路樹景觀保全業務委託(〇〇)

履 行 期 間： 令 和 年 月 日～令和 年 月 日

請負業者：

[illegible]

計畫

实施

【別紙－１】（記載例）

週 間 工 程 表

業 務 名 : 街路樹景觀保全業務委託(〇〇)

履行期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

請負業者：

[illegible]

計畫

实施

作業別工程表

※ 各作業前に作業毎に提出

※ 各作業前に作業毎に提出

(記入例)

作業別工程表

(参考)

[illegible]

※ 各作業前に作業毎に提出
※ この表は、あくまで参考例です。

【別紙-3-1】

月間作業実施報告書

[illegible]

【別紙-3-2】

月間作業実施報告書(路線別集計)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

【別紙-3-2】

月間作業実施報告書(路線別集計)

3月分

[illegible]

【別紙 - 4】

剪定作業責任者通知書

下記業務委託について下記のとおり剪定作業責任者を配置します。

業務委託名 ()
受注者名 ()
剪定作業責任者氏名 ()

- ☐ (ア) 緑地樹木剪定士
- ☐ (イ) 街路樹剪定士
- ☐ (ウ) 造園技能士 2 級以上 (ただし、2 級の場合は取得後 2 年以上の剪定業務経験が必要)
- ☐ (エ) 造園施工管理技士 2 級以上 (ただし、2 級の場合は取得後 2 年以上の剪定業務経験が必要)
- ☐ (オ) 街路樹等の剪定作業又は、植栽工事に直接従事した経験が 7 年以上

添付資料

- (ア) 緑地樹木剪定士証又は緑地樹木剪定士認定証の写し
- (イ) 街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写し
- (ウ) 技能検定合格証書の写し (ただし、2 級の場合は取得後 2 年以上の剪定業務経験がわかる経歴書も必要)
- (エ) 技術検定合格証明書の写し (ただし、2 級の場合は取得後 2 年以上の剪定業務経験がわかる経歴書も必要)
- (オ) 同等の経験がわかる経歴書

[別紙－５]

安全施設について

- 1 設置方法
規制範囲は、必要最小限とする。車両からの視認性を確保するため、交通誘導警備員や予告看板等を配置すること。
- 2 作業標示板
起終点に設置すること。
起点は、作業車両の後部に設置すること。
（見やすい設置の仕方）
終点は自立式とし、風などで転倒しない構造とすること。
作業標示板は、下記の事項を必ず書き込むこと。（別紙参照）
 - ・委託業務名
 - ・履行期間
 - ・受注者
 - ・発注者「作業中」の表示を補助板として同時に設置すること。
端部をウレタン等で防護すること。
- 3 矢印看板
起終点に設置する。
反射式で視認性のよい大きさとする。
曲線部等、見通しが悪い箇所については、曲線部手前で作業箇所がわかるように設置すること。
- 4 黄色回転灯
点灯させる時間帯について、監督職員と協議を行うこと。
起点は、作業車両の後部に設置すること。
終点は自立式とし、風などで転倒しない構造とすること。
- 5 カラーコーン（重り付）コーンバー
作業範囲内に通行車両及び通行者の進入がないように、隙間なく設置すること。
作業前方にも設置すること。
歩道幅員が狭く、設置できない場合等は、その都度、監督職員と協議を行うこと。
- 6 立入禁止表示
作業範囲内に、人が進入しないように表示すること。
- 7 予告看板
端部をウレタン等で防護すること。
様式不問だが、大きさ、色等は見やすいものとする。

箇所図

